

TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、SSID「TOYAMA Free Wi-Fi」により公衆無線LANサービス（以下「TOYAMA Free Wi-Fiサービス」という。）を提供する環境の整備推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、TOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供する環境整備について、甲及び乙が連携して推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に定める用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆無線LANサービス 無線通信を用いて構築した構内ネットワークを経由してインターネットに接続するサービスをいう。
- (2) アクセスポイント機器 端末から、無線通信で無線LANに接続するための中継機器をいう。

（要件等）

第3条 乙は、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供を行うにあたり、要件及びアクセスポイント機器の仕様等について、甲が別に定めるTOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件等を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が提供するTOYAMA Free Wi-Fiサービスが適切かつ継続して行われるよう協力するものとする。

（協定の解除）

第4条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 相手方がこの協定を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき
- (2) 相手方がこの協定の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相手方がこの協定に違反したとき

（報告）

第5条 乙は、次条に定める期間内にその名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上処理するものとする。

TOYAMA Free Wi-Fi サービスの要件等(案)

平成27年 月 日

県内において、外国人を含む観光客及び利用者がストレスなく、無料で利用できる、SSID「TOYAMA Free Wi-Fi」による公衆無線LANサービス（以下「TOYAMA Free Wi-Fiサービス」という。）提供の要件及びアクセスポイント機器の仕様等については、次のとおりとする。

1 TOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件

- (1) 国内のサービス事業者と契約していない外国人も含め誰もが無料で利用できること
- (2) SSID選択後、認証画面に表示される利用規約に対する同意ボタンをタップすることにより、インターネットに接続できること
- (3) 認証画面等は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応すること
- (4) 協議会が指定するSSID「TOYAMA Free Wi-Fi」を用いること
- (5) 1回の接続は3時間で、回数に制限がないこと
- (6) 24時間365日（計画による停止・定期保守を除く）接続できること
- (7) 災害発生時などの非常時には、時間制限なく無料で使えるようサービスを開放すること
- (8) 利用時にMACアドレスを取得すること
- (9) 一定期間接続ログを保管すること
- (10) 同じアクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されていること
- (11) 有害サイトのフィルタリングを行うこと
- (12) 設置者向けのわかりやすいマニュアルを作成すること

2 対応する端末、OS及びブラウザ

- (1) スマートフォン端末・タブレット端末で動作すること
- (2) iOS、Android、Windows7,8等標準的なOSで動作すること（iOS、Androidは必須）
- (3) Internet Explorer, Mozilla Firefox, Google Chrome, Safari等標準的なブラウザで閲覧・操作できること（Google Chrome, Safariは必須）
- (4) 特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること

3 アクセスポイント機器及びバックホール回線

- (1) アクセスポイント機器は、あらかじめTOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供する無線LANコントローラー（以下、「TOYAMA Free Wi-Fiコントローラー」という。）への接続試験を行い、接続可能であったものとする
- (2) バックホール回線事業者は限定しないこと

4 TOYAMA Free Wi-Fiサービスへの接続

- (1) 切れ目のないサービスを提供するため、次のいずれかの方法により、TOYAMA Free Wi-Fiサービスに接続すること
 - ① インターネットを経由して、既存のTOYAMA Free Wi-Fiコントローラーに接続すること
 - ② ローミングサービス等により、TOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供できる環境を構築すること
- (2) 前項に該当しない場合で、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

5 報告等

- (1) TOYAMA Free Wi-Fiサービス開始前に、施設管理者の同意を得て、サービス開始日を協議会に報告すること
- (2) アクセスポイント機器の利用者数等について、協議会に定期的に報告すること
- (3) 協議会による広報手段（ステッカーやチラシ等）について協力すること

TOYAMA Free Wi-Fiサービスの開始に関する報告(案)

平成 年 月 日

TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会長 あて

団体名:

所在地:

代表者:

「TOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件等」に基づき、下記のとおりTOYAMA Free Wi-Fiサービス開始について報告します。

記

1 TOYAMA Free Wi-Fiアクセスポイント設置施設

施設の名称	施設管理者※	住所	設置場所	数量	サービス開始日

※ 施設管理者と施設設置者が異なる場合は、()書きで施設設置者を記載すること

2 本件に係る担当者・連絡先

所属	
職氏名	
住所	(〒 -)
電話番号	
e-mail	